

消食表第 190 号

令和 6 年 3 月 28 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（ 公 印 省 略 ）

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

今般、平成 24 年度、27 年度、30 年度及び令和 3 年度「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」の内容を踏まえ、令和 5 年 12 月に開催された「第 6 回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」にて、「マカダミアナッツ」を特定原材料に準ずるものに追加し、「まつたけ」を特定原材料に準ずるものから削除することが決議されました。

については、上記の特定原材料に準ずるものに関する改正に係る事項等について、「食品表示基準Q&A（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）」を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。